

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について

クーリングシェルター制度の概要

- 改正気候変動適応法が施行され、クーリングシェルター制度が創設された
- 冷房設備を有する施設を、市町村長がクーリングシェルターとして指定する
（市町村以外の者が管理する施設を指定する場合は、協定の締結が必要）
- 熱中症特別警戒アラートが発表された場合、一般に開放される
（施設の開放可能日、時間帯以外は開放の義務なし）
※熱中症特別警戒アラートは、過去に例のない広域的な暑さで、熱中症により健康に重大な被害が生じるおそれのある場合に発表
（具体的には県内すべての地点で暑さ指数 35 以上）



（環境省 クーリングシェルター・マーク）



（環境省 クーリングシェルター ロゴ）

県内のクーリングシェルター指定状況（R6. 7. 10 時点）

- （1）指定数
14市町 198か所
うち民間施設の指定は4か所（イオンモール、美容院、スーパーマーケット）
- （2）指定している市町村
岡山、倉敷、玉野、井原、高梁、新見、備前、瀬戸内、赤磐、美作
矢掛、鏡野、久米南、美咲
その他の市町村も指定検討中
また、岡山、倉敷、玉野はクーリングシェルターの公募を実施
→県内で取組が広がるよう、御協力をお願いしたい。